

第 596 回 統計審議会議事録

1 日 時 平成 14 年 6 月 14 日（金） 14:00～16:00

2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）

3 議 題

(1) 庶務事項

- ア 統計審議会専門委員の発令について
- イ 部会に属すべき専門委員の指名について

(2) 諮問事項

- 諮問第 285 号「工業統計調査及び商工業石油等消費統計調査の改正について」

(3) 答申事項

- ア 諮問第 283 号の答申「平成 14 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」（案）
- イ 諮問第 284 号の答申「平成 14 年に実施される社会教育調査等の計画について」（案）

(4) 部会報告

(5) その他

4 配布資料

- 1) 統計審議会専門委員の発令について
- 2) 部会に属すべき専門委員の指名について
- 3) 諮問第 285 号「工業統計調査及び商工業石油等消費統計調査の改正について」
- 4) 諮問第 283 号の答申「平成 14 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」（案）
- 5) 諮問第 284 号の答申「平成 14 年に実施される社会教育調査等の計画について」（案）
- 6) 部会の開催状況
- 7) 平成 14 年 4 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 50 巻・第 4 号）
- 8) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】竹内会長、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、菅野委員、清水委員、新村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

文部科学省久保調査企画課長、厚生労働省渡辺統計情報部長、
同中林保健統計室長、農林水産省島田企画調整室長、
経済産業省仲田構造統計課長、国土交通省藤田企画調整室長、
東京都舟橋商工統計課長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省伊藤統計企画課長、同堀統計審査官、同山本統計審査官

6 議事概要

(1) 庶務事項

1) 統計審議会専門委員の発令について

竹内会長から、統計審議会専門委員が、資料1のとおり発令された旨報告があった。

2) 部会に属すべき専門委員の指名について

竹内会長から、資料2のとおり部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(2) 諮問事項

○ 諮問第285号「工業統計調査及び商工業石油等消費統計調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の堀統計審査官が資料3の諮問文の朗読及び諮問の補足説明を行った。続いて、経済産業省経済産業政策局調査統計部の仲田構造統計課長が改正計画の説明を行った。

[質 疑]

美添委員) 商工業石油等消費統計調査の改正内容は、至極もつともなことであり、その方向で部会で審議していただければ良いと思う。

一方、工業統計調査の改正内容については、特定業種の零細な事業所を裾切年の調査対象から除外する理由は明快であり、他の業種と同様に西暦末尾が0、3、5、8の年についてのみ全数調査とすることは極めて合理的である。部会審議の際に確認していただきたい点について一つだけ申し上げたい。

ご承知のとおり、裾切調査を導入した昭和56年以前の工業統計調査による事業所数と出荷額を時系列的に見ると、出荷額は比較的なだらかな変化をしているのに対し、事業所数は階段状に変化している。その理由としては、事業所・企業統計調査により零細な事業所が把握され、その翌年に実施される工業統計調査で事業所数が把握されるという周期になっており、事業所・企業統計調査が3年周期の時には、工業統計調査による事業所数の把握も3年周期になっている。変動要因は零細事業所によるところが大きく、従業者数4人以上、10人以上の事業所でみると明確なステップはなかったと理解している。

しかし、昭和56年以降は、そのようなステップが見られなくなった。その理由としては、従業者数3人以下の事業所の裾切を行ったことから、いかに事業所名簿を整備しても事業所数や従業者数の変動が十分に把握されていないこと等により、境目となる従業者数3人以下の事業所数については不安定な動きをするようになってきたと認識している。

通常的全数調査以外の年の工業統計調査の質の確保を今後とも継続していくためには、従業者数3人以下の事業所の変動がどのような影響を与えているかについて、特定業種のみではなく、その他の業種についても部会で十分検討していただきたい。

竹内会長) ほかには。

飯島委員) 従業者数3人以下の事業所であっても中小企業性や産地性が高い特定12業種については、従来、中小企業近代化促進法及び繊維産業構造改善臨時措置法(ともに平成11年に廃止又は失効)等に基づき、様々な支援措置がとられていた業種であったため、施策上の必要性により裾切を行わず、毎年調査としてきた経緯がある。

しかし、これからは国際競争の時代でもあり、個々の企業をどのように強くするかということが重要なポイントである。今までの我が国の政策は、競争力の弱い産業・

業種をベースにして、資金提供や資金援助を行ってきたが、必ずしも本当にその産業が強くなったとは言えない。つまり、競争力の弱い業種を対象とした施策のニーズが薄れ、個別の企業の競争力を高める施策へと転換するという政策転換の持つ意味は妥当性が高いだろう。

この12業種の中では、特に繊維分野のウエイトが高いようであるが、繊維産業については、私も当事者として新繊維ビジョンを策定し、これまでの施策を踏襲せずに、個々の企業の国際競争力強化の視点から一般法を適用することとしている。

日本経済は、裾野の広い地場産業の技能で支えられている側面があり、このような産業はこの12業種以外にも多くあると思われる。審議の過程においては、このような視点も、ある程度念頭に置いていただきたい。

また、製造業における開業と廃業の関係をみると、かなり廃業の割合が高い。おそらく従業者数3人以下の事業所は廃業が非常に多いと思われる。それは隔年調査でもおおよその把握が可能であるが、そのような点も考慮に入れて、部会で審議していただきたい。この改正計画については、実施者、都道府県ともにやむを得ないと考えているようであり、基本的にはこの改正計画の方向で検討していただいて差し支えないと思う。

竹内会長) ほかには。

篠塚委員) 商工業石油等消費統計調査は、構造統計調査と動態統計調査の二つの調査からなっており、このうち、構造統計調査の方を廃止するという方向性は理解できる。石油等消費動態統計については、商業が対象となっていないが、商業に関しては、エネルギー消費のウエイトが少なく、大型小売店の場合、床面積や事業所数等によりある程度エネルギー消費量の推計が可能であるとの説明であった。

しかし、これからの日本の産業構造の変動を考えると、今後サービス産業の方にウエイトが移っていくことは事実である。現行は毎年1回の調査であることから、安定的な推計になっていると思われるが、改正後に動態統計のみとなった場合、商業に関するエネルギー消費の推計値の公表はどのように行われるのか。

仲田課長) 商業については、厳密な意味においての推計ができるということではなく、エネルギー消費量が少ない上に、余り変動していないことから推測を行うことができるということである。

ご指摘の点については、統計調査と直接関係がないことから説明資料からは省いているが、参考情報として補足説明すると、本年5月末に参議院において「エネルギーの使用の合理化に関する法律」、いわゆる「省エネ法」の改正が行われた。この内容を紹介しますと、従来の省エネ法では事業所を1種と2種に分け、1種の事業所にエネルギーの使用量の報告義務を課していた。従来の1種は製造業、鉱業、電力等のみに特定されていたが、今回の改正により業種の限定がなくなり、エネルギー消費量の少ない2種の事業所にも報告義務が拡大されることとなった。

この結果、報告義務対象が従来は製造業、つまり工場等であったものが、オフィスビル、ショッピングセンター、大規模小売店、病院等、エネルギー消費量の大きな事業所からも報告を受けることとなる。

今後、このような報告の内容について、統計として利用が可能かどうかを検討して

いきたい。もし統計としての利用が可能であれば、そのようなものについても情報提供することが可能になると考えている。

菅野委員) 審議会で検討するテーマとしては、概ね製造業、商業等の業種が先にあり、次の段階としてエネルギーといったものが出てくるという形態になっている。しかし、エネルギーに関する統計は、業種横断的な統計である。これからは、環境問題なども非常に大きな問題になってくるが、そのような場合に、業種としての製造業や商業に限定した調査であれば、運輸業等が調査対象から漏れてくる。

これについては、法施行型審議会で審議可能な範囲を明らかに逸脱しているとは思いますが、このような調査は業種からではなく、業種横断的に把握すべきものではないか。例えば、運輸業のエネルギー消費量はどのように推計されているのか。また、業種横断的な調査の方が国民経済を見る上で重要ではないかという問題意識をもっているが、その点についてはいかがか。

堀審査官) エネルギー統計の政府全体における現状に関しては、かつて統計基準部で調べたものがあり、それについては審議の参考資料として部会で配付したいと思う。

竹内会長) 商業については、調査実施者からウエイトは非常に小さいという説明を受けたが、実際には商業関連のウエイトは非常に大きいと思う。つまり、商業というのは店舗とそのオフィスで使用している部分を指しており、流通に伴う運輸に係る部分は含まれていない。

この統計調査では、この部分をどのように捉えるかはかなり難しい問題である。例えば、コンビニエンスストア等が所有している自家用の商業用の車両はかなりのエネルギーを消費しているはずであるが、本件の商業における石油消費には含まれていない。

菅野委員が指摘した問題点は、確かに良く分かるが、構造的に全体を捉えることは統計に関しては非常に難しい問題である。審議の中ではこの点について十分検討いただいた方が良さだろう。

ところで、先ほど調査実施者から参考として説明のあった省エネ法に基づく報告データについてであるが、このようなデータは構造的に統計に結びつけて利用できるようにしていただきたい。業務上の統計であるとして、統計調査とは別のものとはならないようにすべきだろう。省エネ法のデータは、いつから利用が可能となるのか。

仲田課長) 法律が成立したばかりであり、具体的にどのように施行するのかもまだ決まっていないことから、データ利用の可能性について約束できる状況にはない。おそらく報告が始まるのは平成 15 年度以降であり、ある程度のデータを得てから、どのように利用するかについての検討作業に入ることになるだろう。

これは、基本的には省エネ法施行のための業務上のデータであり、それを統計的に利用可能かどうかについては今後、検討していきたい。

竹内会長) 十分検討していただきたい。

新村委員) 京都議定書が批准されるという社会の流れの中で、エネルギー消費動向に関する調査を縮小することに関しては、事前説明を受けた際に大変抵抗があった。部会では、そのようなことを含めた全体の妥当性についても議論していただきたい。

調査実施者の説明では、例えば商業におけるエネルギー消費の割合は 2 % で安定的

であるとしているが、これをドラスティックに変えない限りは、議定書の90年比6%減は達成できないだろう。これについては、エネルギー多消費型産業だけではなく、社会全体で対応しなければならないという問題意識をもっており、消費の少ない業種や、妥当性がある廃止する業種、製造業であっても16%を占める調査対象外の事業所についても構造を調査する必要があるのではないか。

竹内会長) そのような問題意識は非常に重要であると思うが、一番困るのは、家計におけるエネルギーの消費効率がどの程度なのかをどのように調査するのかという話にもなる。家計の規模はかなり大きいですが、効率の良くなっているものと、反面、効率が改善されていないものがある。つまり、家計におけるエネルギー消費が伸びている時には、ぜいたくになったために多く使っている部分があり、実質的には増えても、効率が良くなっているため消費がそれほど伸びていないという面もある。そのようなこともどこかで調査することは望ましいとは思いますが、既成の統計のしくみにはない。

企業については産業活動で捉え、家計は消費で捉える統計制度となっており、生活に使われるエネルギーという視点はなかったが、どこかで考える必要があるかもしれない。

しかし、このような議論は、法施行型審議会において政策提案をしていると受け取られかねず、どこかでお考えいただきたいと言われても難しい。

新村委員) 確かにそのとおりであり、調査実施者からもエネルギー統計の導入の経緯の説明があったが、現在のこのような時期においては、当時以上に同様の説明が成り立ち、この統計がそれに十分応えてこなかったという説明であったと思う。

エネルギー消費側の需要構造を捉える統計の重要性が増している時に、はたして中止して良いのかという問題意識がある。

清水委員) ただいまの議論には若干の誤解があると思う。ここで言う構造統計は、エネルギー消費に関しての包括的な統計ではない。この統計調査を所管する経済産業省が使うという意味においての構造統計であり、エネルギー消費に関して包括的に捕捉できないかという場合には、私もその必要性は感じているが、残念ながら法施行型の統計審議会では、その問題を絡めて今回の改正案につなげることはできない。

特に、加工統計を産業連関表にリンクして、環境分析用の産業連関表を作成する場合には、包括的なデータベースが欲しい。このような問題はどこかで取り扱うべきであると思うが、経済産業省が使うという意味においての構造統計に、そのような意味合いを持たせて議論すると、改正の議論は大変難しくなるだろう。

竹内会長) まさに清水委員のご発言のとおりであり、おそらく色々とお出されたご意見も経済産業省で包括的に行うべきということでは必ずしもないだろう。統計審議会としては、これ以上のことは言えないかもしれないが、議論の際には、そのような重要なものが残されているということについて注意喚起をすることは必要ではないか。しかし、経済産業省に全部まかせてしまって、他の機関では一切検討しなくても良いということになっても困る。

そういう意味では、経済産業省の統計でできる範囲があり、その範囲内で改正を行い、一部の調査を中止することについての影響の有無等については、部会で十分審議

していただければ良いと思う。

本件については、鉱工業・建設統計部会で審議いただくこととし、清水部会長にお願いする。

(3) 答申事項

1) 諮問第 283 号の答申「平成 14 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」(案)

総務省統計局統計基準部の山本統計審査官が資料 4 の答申(案)の朗読を行った。続いて、廣松国民生活・社会統計部会長が審議経過及び答申(案)の説明を行った。

廣松部会長「平成 14 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」は、4 月 12 日に諮問を受け、国民生活・社会統計部会に審議が付託された。本件に係る部会は 4 回(4 月 22 日、5 月 10 日、5 月 17 日及び 5 月 23 日)にわたって開催された。

答申(案)は、「今回の調査計画」と「今後の課題」という二つの事項から構成されている。

まず、「今回の調査計画」については、医療施設調査及び患者調査ともに、追加項目、削除項目があるが、行政上の必要性等の観点から、おおむね適当と判断した。

ただし、その定義あるいは表現の仕方に関して誤解がないように幾つか修正を求めている。

また、患者調査において、調査日に受診した患者の主傷病名を記入する場合、カルテをもとに事務職員のみで判断して記入することは、記入の正確性の面で問題が生じるおそれがあることから、可能な限り、主治医に確認した上で記入することなどの必要な説明を記入の手引に明記するよう求めている。

次に、「今後の課題」については、医療施設調査に関しては、国民の医療ニーズに対応した医療サービスの提供状況等に関わる調査事項の充実について、報告者負担の軽減にも配慮しつつ検討するよう求めている。

患者調査については、調査事項及び標本設計等についていくつか指摘している。主なものとして、第一に副傷病名の調査事項について、従来から傷病別患者数の推計には主傷病のみを使用していること、また、複数の傷病の中から、主たる副傷病を記入することは報告者負担が大きく、さらには誤解が生じることなどから、現在の調査方法で副傷病を把握するということには限界があるため、その削除に関してはやむを得ないと判断した。しかし、疾病構造の変化、加齢による複数の傷病を持つ者の増加、さらには医療技術の進歩等もあり、今後電子カルテシステムの導入など、医療事務の電子化等の進展も踏まえながら、引き続き同一の患者が有する複数の傷病の把握の可能性、データの活用の在り方等について検討することを求めている。

さらに、病院に係る調査の標本設計等については、医療施設の機能分化や疾病構造の変化を踏まえるとともに、報告者の負担軽減に配慮しつつ、患者数をより詳細かつ的確に把握する観点から、大幅な標本の見直しを求めている。具体的には、大きな病院では、記入すべき調査票が 2,000 枚を超えるというような現状もあり、今後、次回調査に向けて立ち上げる予定の標本設計に関する検討会において、本答申を踏まえて十分に検討を行うことを要望として付け加えている。

最後に、今回の調査計画に関して、本答申では患者調査の標本設計等の大きな問題を始め、医療施設調査及び患者調査ともに、幾つかの点について今後の課題を指摘している。調査実施部局においては、次回調査に向けて積極的な取り組みをしていただくよう、改めてお願いをしたい。

〔質 疑〕

飯島委員) 初歩的な質問であるが、患者調査のねらいは何か。

廣松部会長) 初期の段階では全国レベルで傷病別の患者総数を調べることであった。この患者調査が始まった時期の疾病の構造は感染症等が主であって、ある意味で比較的単純であり、特定の1日のみの調査で把握することが可能であった。その後、疾病構造自体が変化し、さらに医療施策の必要性から二次医療圏別のデータも基礎データとして取るという要請が加わった。現在の目的は、二次医療圏別の傷病別患者数を把握することである。

飯島委員) 専門的で分かりづらいが、その患者数を把握し、何に利用されるのか。

中林室長) 基本的医療を行う単位としての二次医療圏が、現在全国で363あり、各都道府県に数か所ある。それを行政の一つの医療単位とする考え方に立っているが、それぞれの二次医療圏で住民や患者の特性が異なっている。例えば、脳血管疾患が多い地域もあれば、心臓疾患が多い地域もある。こうしたそれぞれの地域の特性を把握することが重要となってくる。

さらに脳血管疾患が多ければ、それに対する予防対策として血圧対策が必要となり、ガンが多ければ、また別途の対策が必要となる。こうした一次予防の観点からの統計が必要とされている。

また、実際の医療現場において、どのような医療がその地域においてプライオリティ(優先順位)が高いのかを把握するためにも、それぞれの疾病や年齢の構造が必要となってくる。さらにリハビリテーションにおいても、同様に細かい情報が必要である。

基本的には疾病の状況、救急の状況等の患者の関連情報も含めて、それぞれの地域の状況を表すものとして非常に多用されている。

もちろん政府としても、全国レベルの状況を把握し、施策に反映する目的で統計情報を活用している。

飯島委員) 予防医学の問題、医療施設と患者、あるいは医師と患者とのバランスの問題、医師の教育等について、国策的にもベースになる統計調査となっていると理解してよいか。

中林室長) そのような問題について検討を行うための基礎的なデータとして活用している。

飯島委員) 患者調査の目的を伺った理由は、健康保険組合を持っている企業であれば、必ず従業員に健康診断をさせている。その際に、どの従業員がどのような病気にかかっているか、全て把握できる。このようなデータを活用するというのも可能ではないか。

この調査は10月第2週の火曜、水曜、木曜のうち指定した1日の時点で病院の入院、あるいは外来の患者の疾病を調べる抽出調査であり、それに基づき統計的な数値を算出している。健康保険制度には、組合管掌、共済組合、国民健康保険等があり、制度間の絡みもあるだろうが、国全体の国民の健康状態や疾病の状況を把握する場合、相当な情報量があるのではないか。そのような面からのデータ活用の考えはないのか。

中林室長) 将来的には、そのような情報を全て統合して、地域の評価、あるいは国全体の評価を行うことも重要になってくるだろう。

どの地域の住民が、どの地域の医療機関に通院しているかといった情報も得ている。しかしながら、このような情報を健康保健組合で把握するとすると、組合の住所地と従業員の住所の関係について個別の膨大な量のレセプトデータを基に集計しなければならない。国民健康保険においても、レセプトの状況を詳しく調べると、医療施設の機能について地域の住民がどのような疾病にかかっているかという側面等から相当の情報を得られるが、一方で圏域外の患者数の情報も必要であり、健康保険の情報のみでは全体像を把握することは難しい。

しかしながら、将来的にはレセプトの電子化が進展し、そのデータが常時あるいは一定期間集積でき、さらに分析できるのであれば、その情報をいかに活用するかという観点から、総合的に患者情報を得られることも可能になるだろう。これは、今後の課題とさせていただきたい。

竹内会長) レセプトの電子化が十分に進めば、レセプトには膨大な情報が入っているので、上手く活用すれば、色々な情報が得られると思う。これは将来の課題として、十分検討していただきたい。

一方で、その際に一つ問題になるのは、健康情報はプライバシーの問題に関わるものであり、プライバシーを侵害せずに統計的に利用する方法はあるが、ルールとして十分確立しないと誤解を招くおそれもあるので、その点も十分検討する必要があるだろう。将来的にはレセプト情報は、もっと活用の余地があると思うので、検討していただきたい。

他に意見がなければ、本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。
(異議なしとの声あり)

異論がないようなので、総務大臣に対して答申することとしたい。

それでは調査実施者である厚生労働省の渡辺統計情報部長からご挨拶をいただく。

渡辺部長) 医療施設調査及び患者調査について、審議会の皆様に大変ご熱心にご審議いただき、答申いただくこととなったことに感謝する。

ご指摘いただいた点を十分に踏まえて、今後の調査に生かしていきたい。引き続きご支援、ご協力をお願いします。

2) 諮問第 284 号の答申「平成 14 年に実施される社会教育調査等の計画について」(案)

総務省統計局統計基準部の山本統計審査官が資料 5 の答申(案)の朗読を行った。続いて、廣松国民生活・社会統計部会長が審議経過及び答申(案)の説明を行った。

廣松部会長) 「平成 14 年に実施される社会教育調査等の計画について」は、4 月 12 日に諮問を受け、国民生活・社会統計部会に審議が付託された。本件に係る部会は 3 回(4 月 16 日、4 月 30 日及び 5 月 23 日)にわたって開催された。

答申(案)は、「今回の調査計画」と「今後の課題」という二つの事項から構成されている。

「1 今回の調査計画」は、「調査の枠組み・調査範囲」、「調査事項」及び「集計及び公表」と 3 つの大きな論点で構成されている。

「調査の枠組み・調査範囲」については、承認統計調査である生涯学習・社会教育施設等調査のうちカルチャーセンター調査票を中止する案である。これについては、経済産業省が実施する特定サービス産業実態調査との間で調整を図ることが、平成13年6月に開催された運輸・流通統計部会において既に審議され、了承されているので、本部会においても、それを改めて了解した。

また、同調査の生涯学習・社会教育関係法人調査票については、総務省が実施している公益法人概況調査の結果からほとんどのデータが把握できることから、廃止する案であるが、これについても、同じく了解をした。ただし、利用上の利便性の観点から、調査報告書の中に公益法人概況調査結果のうち、関連する部分を併せて掲載するよう求めている。

次に「調査事項」について、今回、子育て中の親に対する生涯学習の推進あるいはIT学習の推進等に関して、報告者負担の軽減等の観点から、幾つか調査事項の追加や変更を行うことを計画している。これらについては、個々に慎重に審議をした上で、社会的な要請等を勘案し、妥当であると判断した。

ボランティア活動の状況については、今回、「延べ活動人数」の把握を行わないこととしている。これについては、「延べ活動人数」がボランティア活動の状況を把握するための一つの指標として考えられるものの、調査対象施設の中には、職員が1人しかいない施設がかなり多いことなどの運営の実態や、もともとボランティア活動そのものが自主的な活動であることから、その日々の活動人数を把握することが困難であるという指摘もあった。このような意見を総合的に判断し、「延べ活動人数」を削除し、「登録団体数」及び「登録者数」に変更することはやむを得ないと判断した。ただし、「今後の課題」として、このボランティア活動の実態をよりの確に把握するための方策について、引き続き検討するよう求めている。

「集計結果及び公表」については、従来からホームページへの掲載、CD-ROMによる提供などが行われている。これらに関しては、ユーザーのニーズに対応して、より使いやすくなるように更に工夫していただくよう求めている。

「2 今後の課題」は4項目で構成されている。まず、「調査対象施設の把握」の方法として、現在は市町村教育委員会の職員が把握している施設が調査対象となっており、国あるいは市町村等の公的な機関が設立した施設等に関しては的確に把握されていると考えられるが、民間の施設等に関しては、市町村の教育委員会の職員が、必ずしも十分に把握できないおそれもある。そのような場合に対応するためにも、今後、事業所・企業統計調査等の調査対象名簿を利用する等によって、なるべく漏れがない形で、調査対象施設の把握を試みる検討を要望として挙げている。

「調査方法の検討」については、地方公共団体や調査対象施設におけるコンピュータの導入状況にも依ると考えられるが、文部科学省が実施する学校基本調査においてはオンライン調査の運用を始めるという計画であるので、その運用状況等を踏まえて、本調査においても次回の平成17年調査からオンライン調査を導入することについて検討するよう課題として挙げている。また、それと合わせて、プレプリントの導入についても検討するよう求めている。

最後に「その他」として、将来の課題を提起している。本来、社会教育・生涯学習

活動というのは、社会教育施設における活動にとどまらず、様々なものが行われている。ここでは具体例として、大学における公開講座の開催等を挙げているが、そのような活動を捉える方法について、今後は是非、検討をしていただきたい。

さらに、平成14年3月に日本標準産業分類が改訂されたが、改訂の結果、大分類「0-教育、学習支援業」が新設されている。この社会教育調査が、この大分類に関する基本的なデータを提供する調査の一つであるとはいえ、現状では必ずしも十分でないところもあり、大分類の新設も踏まえて、学校基本調査との連携、あるいはより大きな意味で、社会教育及び生涯学習活動の全体像を把握するための統計の在り方等に関して、見直しを含め、検討をお願いしている。

また、部会審議において委員からの意見として、現在、政策評価について各方面で議論されていることを踏まえて、本調査の内容が、関連する施策の効果の検証等に一層有効になるよう検討をお願いしたいということ、さらに、この調査にはある意味で日本の学術基盤の基礎データを提供すべき役割を担っているという側面もあり、その面からの検討もお願いしたいということ、「今後の課題」でまとめている。

[質 疑]

竹内会長) 生涯学習と社会教育は、どのように定義付けているのか。文部科学省は、教育のみならず文化、スポーツも行政の所掌事務として扱っており、学習、社会教育と文化活動、スポーツ活動、更には少し外れると娯楽というものもあるが、定義はどのように線引きされているのか。

久保課長) 社会教育については、社会教育法で「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」という定義となっている。

生涯教育は広範囲にわたっており、提供者側から見た教育や学習というより、むしろ学習の受け手の側が学ぶものを生涯学習と定義付けている。そのような意味で、学校教育や社会教育を含んだ広範囲なものである。生涯学習に係る法律はあるが、生涯学習を定義付けるものとはなっていない。

竹内会長) 社会教育とは、教育の提供者と受け手があってはじめて称することができるものであり、単に施設があり、何かを行いたい者が集まるのは社会教育ではないと言えるのか。

久保課長) 元来、教育の提供者がいるものを指しており、現在でもその機能を持つものは多い。しかし、様々なグループのサークル活動がかなり活発になってきており、自主的に勉強の機会や活動の機会を設ける施設利用が多いというのが実態であると思う。

竹内会長) その場合、勉強するというものと楽しむというものの区別が難しいと思うが、どのような差があるのか。

久保課長) 両方の要素を含めている場合が多いだろう。

竹内会長) しかも最近では、そういうものが産業活動や企業活動の対象にもなっている。企業が一種の社会活動として実施している場合もあり、同時に利益を得る活動となっているものもあるので、線引きが難しくなっていると思う。

ちょうど今試合中で、この場の皆様も関心のあるワールドカップサッカーは、文化活動かスポーツ活動か分かりづらいものの、重要な経済効果があることは確かであり、

もし日本が優勝でもすると、景気指数が1ポイントぐらい上がる効果があるかもしれない。

おそらく社会教育については、将来的に様々な動きが出てくるだろう。現在における概念はこのままで良いが、将来的には内容が複雑化してくると思われるため、そのような活動全般をにらんだ形で調査を実施していくことが望ましいだろう。

舟岡委員) この調査が対象とする大分類「教育、学習支援業」は、日本標準産業分類の今回の改訂で新設されたことから分かるように、この業種の全体像の把握は重要視されている。本答申に係る調査、経済産業省所管の特定サービス産業実態調査のカルチャーセンター調査及び総務省所管のサービス業基本調査の3調査で把握しきれない部分がある。

例えば、社会通信教育については文部科学省の所管であるが、今後の課題として全体像を捉える統計のあり方について見直しを含め検討する必要がある。

しかし、職業教育支援施設は厚生労働省の所管であるものの、生涯学習という観点から捉えるべき対象でもあり、私は答申案に記述されているような文部科学省に限定した課題とは捉えていない。厚生労働省としても、答申案の課題について前向きに検討していただきたい。

廣松部会長) 先ほどのエネルギーに関する議題と同様に、社会教育や生涯学習についても府省横断的であり、官庁の縦割り組織で対応できるものではないと思う。これについても、どのような場で議論すべきか、様々なご意見をいただく必要があると思う。

日本の社会の将来にとって、社会教育や生涯学習は大変重要な地位を占めるようになってきている。その全体像の実態を捉えるような統計のあり方については、今回の諮問、答申という形態のみならず、中・長期的な課題として是非提起をしておきたい。

竹内会長) その点に関して、この調査の名称は社会教育調査としているが、内容的には社会教育施設調査である。つまり、施設面から捉えるという形態であるため、把握しきれない部分もあるだろう。

それは社会教育調査では捉えきれない部分と、文部科学省の所掌事務に属さない部分もあるので、今後の検討課題として留意していただきたい。

他に意見がなければ、本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。

(異議なしとの声あり)

異論がないようなので、総務大臣に対して答申することとしたい。

それでは調査実施者である文部科学省生涯学習政策局の久保調査企画課長からご挨拶をいただく。

久保課長) 社会教育調査及び生涯学習・社会教育施設等調査について、答申をまとめていただき御礼申し上げます。

社会教育については、時代の変遷とともにその形態や内容が変化してきている。今回、社会教育調査について社会教育全体の変化を踏まえた多面的、かつ積極的なご意見をいただき、その答申に沿って着実に調査を実施してまいりたい。

